

## 第 4 節 地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定告示

### 概 況

労働委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律の定めるところにより、地方公営企業及び特定地方独立行政法人に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（いわゆる非組合員の範囲）を認定し、告示することとされている。

平成28年度に認定告示されたものは、次の1件である。

### 認定告示一覧

企業名	申出者	告示年月日	労組法第2条第1号に規定する者の範囲
高知市 上下水道局	高知市 上下水道局	28.10.4	局長、次長、課長、検査技監、課長補佐、所長、場長、担当管理主幹、総務担当係長、人事担当係長、財務担当係長及び企画調整担当係長